

公益財団法人身体教育医学研究所（しんたい）の中期計画

身体教育医学研究所（しんたい）は、平成 11 年 5 月に東御市（旧北御牧村）と（福）みまき福祉会が共同で設立し、開所から 10 年を迎えた平成 21 年 2 月に一般財団法人として独立法人化、そして、平成 23 年 3 月には長野県から公益財団法人の認定を受けました。

少子高齢化の進展が著しい現代社会において、様々な健康課題の解決を通して、誰もが健やかで実りある日々を過ごすことが望まれています。私たちは、自立した新しい公共の担い手として、長野県東御市をはじめとする地域の健やかな風土づくりに貢献し続けていきたいと考えています。

そこでこのたび、中期計画（期間：平成 24 年度～27 年度）を策定し、この計画を軸に、持続可能な運営基盤を確立するとともに、各年度の事業計画や、個別の事業・研究計画に具体的な内容を反映させることによって、目指す方向性への着実な歩みを進めていきます。

1. 基本理念と目的 ～しんたいのミッション～

地域での実践と、世界とのつながりを生かして、“からだを育み、こころを育み、きずなを育む”

私たちは、保健・医療・福祉・介護・教育・スポーツ等の諸分野にまたがる調査研究・教育啓発・情報発信等の活動を地域で実践し、各活動に関連する幅広いネットワークを生かすことによって、全ての人々の健康づくりと公共政策づくりに寄与し、誰もが「からだを育み、こころを育み、きずなを育み」ながら、地域で暮らし続けることを実現します。

2. 方向性と期間 ～しんたいのビジョン～

1) 目指すべき方向性

しんたいが目指すべき方向性は、以下の 3 つに集約されます。

① 元気な子どもをたくさん育てることが究極の介護予防

運動あそびで「動きを学ぶ」、「動きから学ぶ」ことを通して、心身ともに健やかで、自尊感情を持ち、感性豊かな子どもを育む。

② 運動のバリアフリー

障がいがある、もしくは虚弱状態であったとしても、誰もがからだを動かす楽しさを感じられる環境をつくる。

③ 生涯現役の心身の健康支援

心身ともにより健やかな状態で社会的な活動が続けられるための支援体制をつくる。

2) 中期計画の期間

本計画の期間は、平成 24～27 年度の 4 年間とします。これは、評議員の 1 期分、理事・監事の 2 期分の任期期間と合致することから、法人としての計画の立案・実行・見直しの運営サイクル（図 1）を作ります。

年度	H11	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
年		2009		2010		2011		2012		2013		2014			
月	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2			
役員等 開所 から 10年 中期・ 年度計画	理事・監事Ⅰ		理事・監事Ⅱ			理事・監事Ⅲ			理事・監事Ⅳ		理事・監事Ⅴ				
	評議員Ⅰ				評議員Ⅱ				評議員Ⅲ						
	↑H21.2.2一般財団法人設立				計画策定				第一次中期計画実行期間						
					↑H21.3.22公益財団法人認可				計画見直し		第二次中期計画実行期間				
事業	決算	予算	H22年度事業	決算	予算	H24年度事業	決算	予算	H26年度事業	決算	予算	H28年度事業	決算	予算	H30
予算	H21年度事業	決算	予算	H23年度事業	決算	予算	H25年度事業	決算	予算	H27年度事業	決算	予算	H29年度事業	決算	

図1 公益財団法人身体教育医学研究所の運営サイクル

3. 活動計画

私たちは、誰もが持つ可能性を引き出し(教育)、互いを認め合いながら共に育つ(共育)関わりを大切にし、A. 地域での実践(教育啓発、分析評価、環境整備、政策提言等)と、B. 世界とのつながり(調査研究、研究発表、Web活用等の情報収集及び発信等)を生かした取り組みを進めます。2の1)で示した①～③の方向性と、上記のA,Bの手法を考慮した、平成24～27年度の期間中で実施予定の具体的な事業は、表1及び以下の通りです。

表1 中期計画期間中の年度ごとの各活動の展開の見通し

	H24	H25	H26	H27
就学前の 運動あそび	既存事業継続と今後の検討	他の事業と運動して、必要な形態での継続		
	蓄積データによる研究発表	↓		
元気な 子どもを 育てる	「新しい公共」モデル事業	モデル事業後の体制の継続	全市的な展開の模索、他事業と運動した形態の模索	
	発信すべき情報の整理	モデル事業成果の発信	↓	
乳～学の 体制づくり	既存事業の課題の把握	事業のあり方の検討	総合的な事業体制の模索	総合的な事業体制の構築
	データ整備の検討	データ整備の着手	整備データを活用した分析	事業成果の発信、研究発表
障がい児者 運動の バリア フリー	「元気づくり」事業2年目	「元気づくり」事業3年目	「元気づくり」事業後の地域連携の継続	
	Webの本格稼働と情報強化	事業成果の発信		
高齢者の 運動あそび	蓄積したノウハウのWebへの反映、事業成果の発信、研究発表			
	地域の要望に応じた指導者の派遣(集団・個別)、地域運動指導者や関係スタッフへの支援、地域ボランティアの育成等			
生涯現役 の心身の 健康支援	介護予防	予防資源や連携の再検討	地域包括ケアシステム下での介護予防のあり方の検討 ⇒	
	生活習慣病 予防	特定保健指導体制整備支援 国保ヘルスアップ事業3年目	第2期特定健康診査等実施計画(平成25～29年度)下 での生活習慣病予防のあり方(医療連携含む)の検討 ⇒	
	心の 健康づくり	地域自殺対策緊急強化基金(内閣府)による啓発と人材育成	からだ、こころ、感性の ⇒ 総合的な支援のあり方の検討	
	Webの本格稼働と情報強化、事業成果の発信、研究発表			
	総合的な健康支援体制づくり			

表内の記載の区分：A地域実践 B情報発信

1) 元気な子どもを育てる

➤ 就学前の運動あそび

平成21年度から東御市子育て支援課とともに全市的に展開している運動あそびの取り組みが無理なく持続できる発展的な形態を模索します。

➤ **就学前後の継ぎ目ない発達支援体制づくり**

平成 23-24 年度に長野県「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」により、県・市・体育協会・みまき福祉会・地域住民と連携した取り組みを確立します。

➤ **乳児期から就学期までの継ぎ目ない発達支援体制づくり**

「就学前後の継ぎ目ない発達支援体制づくり」をきっかけに、子どもたちの発達支援への総合的な関わり方、データ管理の一元化等の望ましいあり方を提案します。

2) 運動のバリアフリー

➤ **障がい児者の健康づくり運動ニーズに対応できる環境整備**

平成 23-25 年度の長野県「地域発元気づくり支援金」を活用し、情報発信等による運動環境整備を促進します。

➤ **高齢期の運動あそび**

障がいがある、もしくは虚弱状態であったとしても、動く楽しさを提供できる「運動あそび」のノウハウを開発・普及します。

3) 生涯現役の心身の健康支援

➤ **介護予防**

不活発な生活による転倒・運動機能低下・認知機能低下などに対する介護予防のより効果的な取り組みと、まちづくりも視野に入れた環境整備を提案します。

➤ **生活習慣病予防**

生活習慣の乱れに伴う慢性疾患を予防するために、特定健診・保健指導、次期健康づくり計画と連動したより効果的な健康支援体制づくりを提案します。

➤ **心の健康づくり**

平成 23-25 年度の内閣府「地域自殺対策緊急強化基金」による事業から、地域の心の健康を支える仕組みづくり、地域づくりにモデル的に取り組みます。

➤ **総合的な健康支援体制づくり**

「介護予防」、「生活習慣病予防」、「心の健康づくり」の 3 つの取り組みを総合的に
行う健康支援のための体制づくりを模索します。

これらの事業は、現状では細分化されていますが、4 年間の活動の中で、それぞれが重なり合い、補完し合いながら、いずれ一体化した事業として集約することを目指します。

4. 運営計画

1) 運営面の課題

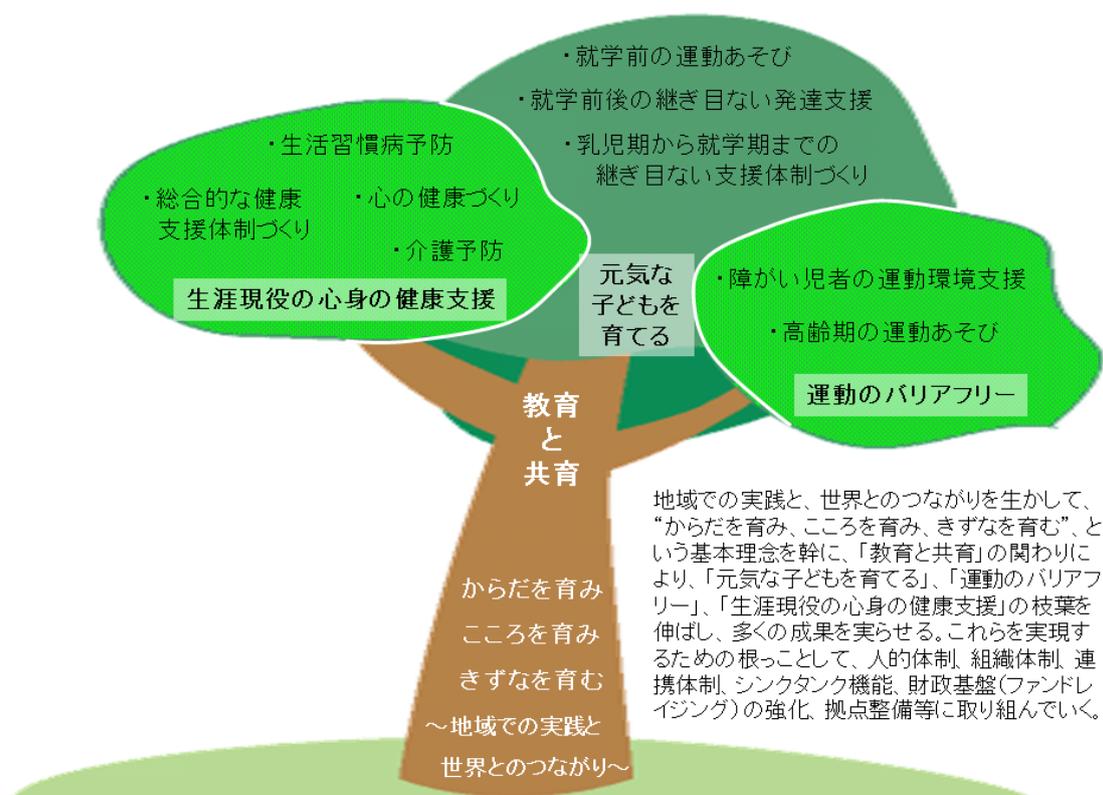
現状では、事業規模とマンパワーの不均衡、研究所が担う役割の不明確さ、不十分な住民認知度、拠点施設の未整備、財政基盤の脆弱さ、といった運営面の課題を抱え、これらを包括的に解消するための運営体制の強化が必要です。

2) 強化の方向性

➤ **人的体制**

既存業務の集中化で適正な人的体制を確保するとともに、今後の規模拡大に応じて増員を検討します。また、客員研究員他関係機関との連携強化や組織づくり、教育機関からのインターンシップや行政機関・民間企業からの研修受入等を促進します。

- **組織体制**
執行機関である理事会と、監督機関である評議員会の機能をさらに強化するとともに、補完する各種委員会を有効に機能させます。また、所内の各部門の役割を明確にし、円滑で堅実な意思決定ができる体制づくりに取り組みます。
- **連携体制**
住民、行政、地元関係団体から、全国的な研究・教育機関までをつなぐ連携の要としての役割を担うことで、人的体制以上の事業に関わるとともに、連携ネットワーク内の互恵的関係を促進することで、社会から強い信頼を得られるようにします。
- **シンクタンク機能**
これまで蓄積した専門知識や信頼関係を活用しながら、地域や行政をはじめとする関係機関に健康づくりを提言するシンクタンク的な役割を担います。
- **財政基盤**
補助金・助成金や委託事業収入など、一過性の財源への依存体質を脱して、ファンドレイジングの強化、特に、寄付や会費、知的財産による自主事業収入といった新たな財源を模索して、健全な運営体制を構築します。
- **拠点整備**
他機関と混在した拠点での活動から、名実ともに独立した法人として、全国や世界に発信ができるように、新たな拠点整備の可能性を検討します。



人的体制、組織体制、連携体制、シンクタンク機能、財政基盤(特にファンドレイジング)の強化、拠点整備等

図2 基本理念、活動計画、運営計画のイメージ